

# 高畠町農業委員会第19回総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月23日(月)午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 高畠町役場 第1委員会室

3. 出席委員(13名)

会長	1番	山口令和	委員			
	2番	佐藤泰彦	委員	3番	山田文則	委員
	5番	長谷川みどり	委員	6番	横山裕一	委員
	7番	齋藤真徳	委員	9番	黒田雅幸	委員
	10番	菅野仁一	委員	12番	栗田亮一	委員
	13番	安部春一	委員	14番	庄司和美	委員
	15番	萩原拓重	委員	16番	高橋正利	委員

4. 欠席委員(3名)

4番	高梨修一	委員	8番	嶋津功美	委員
11番	高橋稔	委員			

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

報第28号	新規就農者の申出について……………	1件
報第29号	農地法第18条第6項の規定による通知について……………	26件
議第68号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	7件
議第69号	農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	15件
議第70号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について……………	3件

議第 7 1 号	農用地利用集積計画に対する農業委員会の意見決定について……………	10 件
議第 7 2 号	地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について……………	6 件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	二宮弘明	事務局次長兼農地係長	山口充
主事	齋藤一哉	農地専門員	田村善次

事務局長

では、大変お疲れさまです。

ただいまより第19回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤代理、よろしくお願  
いいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願  
いいたします。

山口会長

【会長挨拶】

事務局長

ありがとうございました。

本日の欠席者の届出について、ご報告いたします。4番高梨修一委員、8  
番嶋津功美委員、11番高橋 稔委員の3名より欠席の届出がありました  
ので、ご報告いたします。したがって、出席委員は16名中13名で定  
足数に達しております。

それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長  
が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願  
いいたします。お願  
いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高畠町農  
業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させ  
ていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、9番黒田雅幸委員、10番菅野仁一委員にお願  
いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主事を指名いたします。

議 長

次に、日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日 1 日限りと決定したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、会期を本日 1 日限りと決定いたします。

議 長

次に、日程第 3、報第 28 号「新規就農者の申出について」1 件を議題と  
いたします。

事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外

《田村農地専門員》 ただいまの件について報告いたします。

【報第 28 号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいまの件で発言のある方ございますか。ありませんか。

それでは、私からですけれども、収支計画で飼料用米となっていますけれども、これは W C S のことを言っていると思いますが、当然私どもの福沢利用組合で実施している場所を引き続きやっていくような気がしますけれども、それで畜産農家に販売をしていくという中身のようなのですけれども、その辺の確認については、どうなんでしょうか。専門員。

番 外

《田村農地専門員》 詳しく、そこまでの一個一個の確認までは行ってございませんが、あくまでも〇〇氏が今年まで行ってきたことを当面引き継いで一緒にやっていくということだったものですから、そういう意味で取った次第でございます。

以上です。

議 長

普通ですと、このような状態でいきますと、地主が変わって、単純にまた〇〇君が耕作して引き継ぐという感じがございますので、本人がどの辺まで管理関係に携わるかについては今後、糠野目地区の委員についてはひとつ、しっかりと見ていく必要があるのではないかなと思いますので、それについてはよろしくお願ひしたいなと思います。

そのほか何かございますか。

(発言なし)

議 長

それでは、ないようですので、以上で報第28号を終わります。

議 長

次に、日程第4、報第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」26件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外

《田村農地専門員》 ただいまの件について説明いたします。

【報第29号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいまの件で発言のある方はございますか。

(発言なし)

議 長

特に発言はないようですので、以上で報第29号を終わります。

議 長

次に、日程第5、議第68号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」7件を議題といたします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めま

す。・・・田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 ただいまの件について説明いたします。

【議第68号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果報告】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。14番。

14番 14番です。

43番の件なんですけれども、新規就農者の方が農地を取得されるということで、対価が150万9,206円という、細かいんですけども、これは10アール当たりの単価なんですか、それとも全地なんですか。

議 長 田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 申請では、この数字で本人上げてきていたもので、この数字を上げておきましたが、新規就農の申出書のほうを見ていただくと分かる通り、全体で全てで1,000万円でお買いになるということで、平米当たり直すと、この金額になるということのようでございます。

以上です。

議 長 14番。

14番 分かりました。

議 長 一反あたり、150万円云々ということをお願いします。

そのほか、ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第68号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第69号「農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」15件を議題いたします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 ただいまの件について説明いたします。

【議第69号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果報告】

こちら、いずれの農地につきましても、今年は作付されておいて問題ないとの報告でございましたので、一括して報告させていただきます。

以上でございます。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入りま

す。質疑の方ございませんか。

議 長

では、私からちょっと確認ですけれども、180番と181番、これ参考賃借料2等級なんですけれども、場所的には大変、区画整理された3反歩の土地だと思うんですけれども、2等級になった理由というのは何か話をされたのであれば確認、教えていただきたいと思います。（不規則発言あり）田村農地専門員。

番 外

《田村農地専門員》 事由につきましては、正直言って確認はしておりません。

あと、1つだけちょっと考えられるのが、前の方のままの引継ぎということもよくあるものですから、ちょっとそこは調べてみないと、申し訳ございませんが、ここの場ではちょっと分かりませんでした。

借りる方が変更になったようですので、前の借りておられる方が、この条件でしていたということはよくあることなんですけど、その事情を知っていらっしゃる方がいらっしゃればですが。（不規則発言あり）14番。

14番

新町の農地は砂地のほうが多いものですから、収量的にはそんなに上がらないというところが多いものですから、恐らくそれで2等級という評価だと思います。

以上です。

議 長

地元の委員が言われれば、分かりました。

では、収量が低いということで、こうなったということで分かりました。

そのほか。

（質問、意見なし）

議 長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決いたします。

議 長 　　ただいま議題となっております議第69号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 　　異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 　　次に、日程第7、議第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」3件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 　　《山口次長》 それでは、すみませんが、先ほど局長から説明あった差し替え資料のほうをご覧いただきたいと思います。こちらのほうで説明させていただきます。

【議第70号を議案書をもとに朗読】

議 長 　　この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。9番黒田雅幸委員。

9 番 　　9番です。

この案件については12月13日に高橋委員と、あと二宮局長、山口次長と私の4人で現地調査を実施してまいりました。

初めに、17番につきましては、地図にもありますとおり県道に面した畑ということで、すぐそばに自宅がありまして、それに続いて、自宅のすぐそばの畑を購入して車庫を建てるという内容になっております。第2種農地ということで、事前着工もなく、特に問題はないと見てまいりまし

た。

18番の案件につきましては、建て売り住宅の建設ということで残った農地への影響も少ないと思われまして、また事前着工等もなく、問題ないと見てまいりました。

19番につきましては、こちらは第1種農地ということですが、事務局から説明ありましたように既存、工場用地の増設ということで拡張ということなものですから、既存の場合は既存工場の2分の1まで許可できるとなっていて、その要件も満たしておりますし、また事前着工等もなく、特に問題はないと見てまいりました。

以上です。

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。いませんか。

では、もう一回私から。17番申請ですけれども、59平米の面積が1筆しかないんですけれども、用途についての面積についてはどうなるのか。

あと、併用地の面積については何なのか、教えていただきたいと思えます。

あとは、申請番号18番ですけれども、この併用地については水路部分なのか、またこれも教えていただきたいと。

あとは、図面でいきますと、右のほうの田んぼになっていると思えますけれども、この方の同意関係みたいなものはどうなっているのか。

あと、19番です。19番の申請番号ですけれども、渡人の各々の面積を表示していただきたいと思えます。山口次長。

番 外

《山口次長》 まずは申請番号17番ですけれども、今回、転用の申請面積59平米です。それに併用地面積69平米を加えますと、所要面積の128平米になります。

今回、申請図面のほうを見ていただきたいんですけれども、申請地につき

ましては二重丸の中心の黒四角部分になります。この西側の四角が申請人の住宅になっております。

今回、この車庫に車を出入りさせるに当たっては、今回の申請地と申請人の住宅の間、ここの地目は宅地になりますけれども、この宅地を通過して車庫に入れるという計画なので、その進入路部分について併用地の扱いで、宅地69平米という表示になっております。

続いて、申請番号18番でございます。こちら、うち併用地ということで、この併用地の扱いにつきましては、お見込みのとおり、水路になっております。その水路部分については、今回図面を見ていただきますと、今回の申請地については南北に延びた形になっておりますけれども、この申請地の東側に水路を入れる計画でございます。

そして、さらにもう一点質問がありました申請地の東側の田んぼの同意の関係でございますけれども、こちらの図面がちょっと古くて、実は既にもうここは農振除外になって、既に分譲なっている部分でございます。

着色がなっていないんですけれども、こちら申請地の東側につきましては、数年前に〇〇さんのほうで宅地分譲を進めておりまして、既にもう住宅地が建っている場所になります。今回はそれに接続して、また分譲17区画を計画しているという内容でございます。

続きまして、19番の所有者ごとの内訳ということなんですけれども、まず上のほうから、〇〇さんにつきましては2筆ございまして、それぞれの内訳も言ったほうがよろしいですか。（「いい、いい。合計で」の声あり）トータルでいいですか。〇〇さんは675平米です。

続きまして、〇〇さんですけれども、〇〇さんは237平米です。〇〇さんとお読みするんですかね、321平米です。〇〇さんにつきましては、457平米です。最後、〇〇さんが2,600平米でございます。

以上です。

議 長

それで、17番の申請でしたけれども、黒い部分が59平米で、西側の宅地の住宅の前に併用地の69平米があるということで理解しましたが、よろ

しいですか。分かりました。そういう流れで、用途にこのようなものを車庫  
1棟を建てると、こういうことのようにございます。ありがとうございます  
た。

そのほか皆さんからございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第70号について、原案のとおり決定す  
るにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第8、議第71号「農用地利用集積計画に対する農業委員会の  
意見決定について」10件を議題といたします。

初めに、21ページの132番案件1件を議題といたします。

議 長 事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 申請番号132番について。

**【議第71号、132番を議案書をもとに朗読】**

議 長 以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑  
の方ございますか。

(質問、意見なし)

議 長                    ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長                    ただいま議題となっております1件の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長                    異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長                    次に残りの9件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外                    《齋藤主事》　ただいまの件について、ご説明いたします。

**【議第71号、残りの9件を議案書をもとに朗読】**

議 長                    以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございますか。

補足ですけれども、申請番号の128番の面積が1万1,660平米ですけれども、これは先ほどの申請番号132番と133番を足した面積でありますので、イコールになるということで、一応理解をしていただきたいと思います。2人が借りるということですので、よろしく願いします。

そのほかありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております9件の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第9、議第72号「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について」6件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいまの案件について、ご説明いたします。  
今回、地籍調査の意見照会の対象になりました区域が大字高島・泉岡の一部でございます。  
令和5年度に地籍調査を行って、その意見を取りまとめて今年度、意見照会があったものでございます。面積としましては0.11キロ平方メートル、筆数については今回現地調査したところが6筆の内訳になってございます。

**【議第72号を議案書をもとに朗読】**

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。9番黒田雅幸委員。

9 番 9番です。

こちらのほうは、先ほどの農地転用許可の5条申請のときと同じように12月13日、4名で現地調査を実施してまいりました。

実施方法としては、先ほど山口次長からも説明ありましたが、全部登記上は田畑ということで、それで転用されてから400平米未満は転用後10年を経過しているか、400平米以上は転用後20年以上を経過しているかということで、建物の敷地として使っているところは、建物の状況から、それぞれ10年とか20年経過しているかどうか、あと宅地として利用しているところは、宅地として利用しているということなので、その住宅が10年とか20年経過しているかということで見てまいりました。

その結果、1番、2番、4番、5番、6番についてはそれぞれ要件を満たしているので、そのまま問題なしと判断しました。

あと、3番につきましては、先ほど山口次長からもありましたように、一部は農作業小屋として転用されておりますが、残りについては畑とかパイプハウス、これも多分何か野菜とか植えていると思うんですけども、そういうふうにして転用なされていない土地でありましたので、認められるのは農作業小屋が建っているところと一部通路ですか、その部分は宅地として認めてもいいですけども、それ以外は転用がなされていないので、宅地として認めることはできないと判断してまいりました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

議 長

それでは、ないようですので、ただいま現地報告がありましたように、3番の現況について、122平米については宅地、その他の390平米については農地ということで調査が行われたので、それを報告して今後の対応に当たっていただくということで、よろしいでしょうか。

では、そういうことでなりますので、よろしく申し上げます。

(質問、意見なし)

議 長 そのほかないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第72号の案件について、原案のとおり  
決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。

10番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農委広報編集委員会委員長報告。5番長谷川みどり委員長。

5 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きまして、農業協同組合理事報告。13番安部春一理事。

13番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きまして、土地改良区理事報告。3番山田文則理事。

3 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。